

議案第十一号

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

平成二十三年二月十二日

提出者

杉並区長

田 中

良

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例  
杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例（平成十八年杉並区条例第三十一号）の  
一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十三年三月三十一日」を「平成二十四年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

（提案理由）

地域生活支援手数料を減額し、又は無料とする経過措置を延長する必要がある。

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">1 略</p> <p>2 平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の杉並区事務手数料条例別表第一の二の項に規定する地域生活支援手数料の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 及び二 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">1 略</p> <p>2 平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の杉並区事務手数料条例別表第一の二の項に規定する地域生活支援手数料の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 及び二 略</p>